

**金融機関窓口では法令(※)の定めにより
10万円を超える現金のお振込みの際に
本人確認書類をご提示いただいております。**

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

金融機関では、お客さまが預金口座を開設される場合や10万円を超える現金によるお振込みをなさる場合等には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」（平成20年3月1日施行）(※)によりお客さまの本人確認を行うことが義務づけられております。

お取引の際にお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

(※)「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（本人確認法）」は同日付で廃止されました。

ATMでのお振込み

10万円を超える現金のお振込みはご利用いただけません。

キャッシュカードによるお振込みをご利用ください。

（当金庫のほか、提携の信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合のキャッシュカードもご利用いただけます。）

窓口でのお振込み

10万円を超える現金のお振込みをお申し付けいただく場合には、

本人確認書類をご提示いただきます。

◆お振込み手続きについて

お振込み方法		お振込み金額	お振込み	本人確認手続き
現金によるお振込み	窓 口	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
		10万円超	○	本人確認書類のご提示が必要です
	A T M	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
		10万円超	×	法令上必要とされる本人確認手続きを行うことができないため、お取扱できません。
キャッシュカードによるお振込み		10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
		10万円超		

(注) キャッシュカードによるお振込みの場合でも、口座開設時に本人確認がお済でない場合には、店頭での本人確認書類のご提示が必要になり、ATMではお振込みができないことがあります。